

監査公表第 31 号（令和 5 年 3 月 28 日、県公報第 384 号）

「住民監査請求に基づく監査（令和 4 年度）」

請求内容：「困難を抱える若年女性支援事業業務委託料について」

住民監査請求に係る監査の結果

第 1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 令和 5 年 1 月 16 日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

福岡県が、令和 3 年度に特定非営利活動法人そだちの樹（以下「受託者」という。）に支出した困難を抱える若年女性支援事業（以下「本件事業」という。）の委託料（以下「本件委託料」という。）については、業務委託契約書に基づいた支出がされていないなど、違法又は不当な支出があるため、知事に対し、返還請求権の行使等必要な措置を求める。

(2) 違法又は不当とする支出及びその理由並びに求める措置

ア 違法又は不当とする支出

本件事業実施状況報告書の収支計算書に記載された居場所の提供に関する支援業務の給料支出額総計 1,449,825 円

イ 違法又は不当とする理由

- (ア) 本件事業実施状況報告書に記載された居場所の提供に関する支援は実施件数 0 件のとおり未実施である。
- (イ) 本件事業業務委託契約書に記載された職員の配置に、「居場所の提供に関する支援」の記載がないため、職員の配置は不要と考えられる。
- (ウ) 本件事業計画書に記載された職員の配置状況に、「居場所に職員が常駐することはしない。（中略）対象者から連絡を受ける担当者は、昼間は事業の管理者とし、夜間は事業の管理者のほか、アウトリーチの支援員、法人理事が担当する。」と記載されていることから前項(イ)を肯定している。
- (エ) 本件事業計画書に記載された年間の支援対象見込み数に、「居場所の提供支援 20 人」としているが、上記(2)イ(ア)のとおり未実施にも関わらず本件事業業務委託契約書第 7 条第 2 項に「乙は、事業計画書に記載された内容を変更しようとするときは、事業計画書を甲に再提出し、その承認を受けるものとする。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。」と記載のとおり事業計画書の再提出未実施による不当な支出である。

ウ 求める措置

居場所の提供に関する支援業務の給料支出額総計 1,449,825 円の返還

第2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和5年1月16日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件委託料の支出について、違法性又は不当性があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

人づくり・県民生活部（男女共同参画推進課）を監査対象機関とした。

3 知事の弁明

本件請求に対する弁明を知事に求めたところ、令和5年2月8日付けで知事から以下の内容の弁明書が提出された。

(1) 弁明の趣旨

本件請求を棄却するとの決定を求める。

(2) 委託事業の概要

ア 事業の目的

性暴力や虐待被害など様々な困難を抱える若年女性に対して、アウトリーチ支援を行うとともに、居場所の確保、公的機関等への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築し、若年女性の自立を推進する。

イ 国の補助事業について

本件事業は、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」（平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001号厚生労働事務次官通知の別紙）の3(2)エに示す「若年被害女性等支援事業実施要綱」（令和3年4月28日子発0428第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙）に基づく事業として、国の補助を受けて実施している。

ウ 事業の内容

本件事業は、以下の業務を民間団体に委託して実施している。

(ア) アウトリーチ支援

困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の支援を実施する。

(イ) 居場所の提供に関する支援

若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を実施する。

(ウ) 自立支援

本件事業を通じ、対象者（利用者）の自立支援等のため福祉サービスの提供が必要な場合は、対象者（利用者）の状況に応じ、該当市町村等への相談、申請の支援等を行う。

居場所での支援が長期化する対象者（利用者）については、自立支援計画等に基づき自立に向けた支援を実施する。

(エ) 関係機関連携会議への参加

行政機関、民間団体等で構成する関係機関連携会議に出席し、若年被害女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と密接に連携し相互に情報共有を図る。

エ 委託料の支払いについて

委託料の支払いについては、本件事業業務委託契約書第5条第1項の規定において、必要に応じて四半期毎に概算払ができるものとしており、第1四半期から第3四半期まで3回の概算払を行っている。

また、事業終了後は、受託者から同契約書第8条に規定する業務完了報告書等の提出を受け、同契約書第9条の規定に基づき、本件事業に要した経費の実支出額と委託料の限度額のいずれか低い額を委託料の額として確定した上で、確定額と概算払済額との差額を精算払している。

なお、委託事業の対象経費は、当該契約の仕様書において「本事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費」と定めている。

(3) 措置請求において違法又は不当とされた支出に対する弁明について

請求の要旨に記載された「業務委託契約書に基づいた支出がされていない」との主張は否認する。

本件委託業務の「居場所の提供に関する支援」は、受入れの実績はないが、受託者は、仕様書に定める業務を実施するため、受入れに必要な居場所を確保し、受入れできる体制をとっており、そのために必要な人件費に対して支出したものであることから、業務委託契約に基づいた適正な支出と判断している。

ア 未実施の委託業務に使用された職員手当等の支出について

本件事業実施状況報告書に記載された「(2)居場所の提供に関する支援」における宿泊を伴う保護人数が0件であることは認める。

居場所の提供に関する支援は、仕様書に基づいて、若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合に、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を実施するものである。

事業の性質上、若年被害女性等が居場所を利用する時期は予見できるものではなく、施設の維持管理も含め、常に対象者（利用者）に対応できる体制が必要であり、仕様書において、居場所の提供に当たっては、対象者（利用者）の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有する必要があることを定めている。

受託者は、仕様書に基づき、福岡市内に単身用住宅を確保し、相談対応の際の居場所の利用に関する説明、施設の維持管理（定期的な室内清掃、室内換気、シーツやタオルなどの交換、郵便物の確認等）等を行っている。

結果的に保護人数は0であるものの、仕様書に基づき実施したこれらの業務に要する経費は「居場所の提供に関する支援」を実施する上で必要であり、委託者である県が負担すべきであ

ると判断している。

イ 「居場所の提供に関する支援」に関する職員配置の記載について

仕様書の職員の配置に関する項目において、「業務全体の管理を担当する職員（常勤）1名、アウトリーチ支援を担当する職員1名、自立支援を担当する職員1名、このほか、必要に応じて補助職員を配置する」ことを定めている。

受託者は、上記(3)アに記載の業務を行うために必要な職員を配置しているものであり、仕様書に基づく適切な対応と判断している。

ウ （本件事業計画書に記載の）職員の配置状況における「居場所に職員が常駐することはない。

（中略）対象者から連絡を受ける担当者は、昼間は事業の管理者とし、夜間は事業の管理者のほか、アウトリーチの支援員、法人理事が担当する。」との記載について

居場所の提供に関する支援では、上記(2)ウ(イ)に記載のとおり、対象者（利用者）に、食事の提供などの日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を実施することとしており、これらの業務は、居場所に常駐する必要性はないものである。前段の「居場所に職員が常駐することはない。」については、職員の常駐の有無を記述したものであり、居場所の提供に関する支援に従事する職員の配置を不要とすることを記述したのではない。

また、後段の「対象者から連絡を受ける担当者は、昼間は事業の管理者とし、夜間は事業の管理者のほか、アウトリーチの支援員、法人理事が担当する。」との記載については、「（中略）」とされている部分の記載「対象者は緊急の必要があるときは夜間も含めて職員に連絡をとることができることとする。」を受け、居場所の対象者（利用者）が急病など緊急に受託者と連絡をとる必要がある場合の連絡体制を示したものであり、居場所の提供に関する支援の従事者を当該箇所に記載した職員に限定しているものではない。

エ 事業計画書の再提出未実施について

受託者から提出された事業計画書において、年間支援対象見込み数を「居場所の提供支援 20人」としているが、上記(3)アのとおり、若年被害女性等が居場所を利用する時期は予定できるものではなく、また、受託者は仕様書に定めた業務を適切に実施していることから、事業計画書の再提出は不要と判断している。

4 請求人の陳述

法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述については、請求人から辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

5 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関の職員に対し、令和5年1月31日から同年3月10日にかけて、関係書類の調査・確認及び聴取調査等を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査・確認及び監査対象機関の職員からの聴取調査により、以下の事項を確認した。

(1) 本件事業の概要

本件事業は、性暴力や虐待被害など様々な困難を抱える若年女性に対して、アウトリーチ支援を行うとともに、居場所の確保、公的機関等への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築し、若年女性の自立を推進することを目的とするものであり、国の「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金」の若年被害女性等支援事業の対象である。

国は、実施主体の都道府県等が、年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等に当該事業を委託等することができるとしていることから、県は受託者と業務委託契約を締結して以下の事業を実施している。

ア アウトリーチ支援

困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の以下の支援を実施する。

(7) 夜間見回り等

困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、夜間徘徊など家に帰れずにいる若年被害女性等に対して、声掛けや相談支援を実施する。

また、出張相談など若年被害女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

(4) 相談及び面談等

若年被害女性等の様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による相談や面談を必要に応じて実施する。

イ 居場所の提供に関する支援

若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を実施する。

受託者は、居場所を提供するため、福岡市内に単身者向けの集合住宅の一室を賃借している。

ウ 自立支援

居場所での支援が長期化する対象者（利用者）については、自立支援計画等に基づき、自立に向けた支援を実施する。

(2) 令和3年度本件事業の経緯

令和3年4月1日 委託契約締結（委託期間令和3年4月1日～令和4年3月31日）

令和3年4月1日 事業計画書收受

令和3年6月2日 概算払（4～6月分）

令和3年8月6日 概算払（7～9月分）

令和3年10月29日 概算払（10～12月分）

令和4年4月8日 事業実施状況報告書及び業務完了報告書收受

令和4年4月11日 委託料の額の確定

令和4年5月13日 精算払

(3) 請求人が違法又は不当とする行為に関する事実等について

ア 居場所の提供に関する支援について

本件事業実施状況報告書には、居場所の提供に関する支援における宿泊を伴う保護人数は0人と記載されている。受託者は年間を通して福岡市内に単身用住宅を確保するなど仕様書に定める業務を行っていることを、監査対象機関の職員が現地調査により確認している。

イ 職員の配置について

(ア) 「居場所の提供に関する支援」に関する職員配置の記載について

本件事業業務委託契約書仕様書の職員の配置に関する項目において、居場所の提供に関する支援を担当する職員の配置は明記されていないが、「事業全体の管理を担当する職員（常勤）1名、アウトリーチ支援を担当する職員1名、自立支援を担当する職員1名、このほか、必要に応じて補助職員を配置する。」と定められており、受託者は、これに基づき、相談対応の際の居場所の利用に関する説明、施設の維持管理（定期的な室内清掃、室内換気、シーツやタオルなどの交換、郵便物の確認等）等居場所の提供に関する支援に従事する職員を配置している。

(イ) 「居場所に職員が常駐することはない」との記載について

居場所の提供に関する支援に関しては、上記(3)イ(ア)のとおり、本件事業計画書の「居場所に職員が常駐することはない。」とは、対象者（利用者）に提供する居場所には職員が常駐しないことを記述したものであり、居場所の提供に関する支援に従事する職員の配置を不要とする旨を記述したのではない。

(ウ) 「対象者から連絡を受ける担当者は、昼間は事業の管理者とし、夜間は事業の管理者のほか、アウトリーチの支援員、法人理事が担当する。」との記載について

受託者は、対象者（利用者）が急病など緊急に受託者と連絡をとる必要がある場合、対象者（利用者）から連絡を受ける担当者を昼間は事業の管理者とし、夜間は事業の管理者のほか、アウトリーチの支援員、法人理事が担当することとしている。本件事業計画書の当該内容は、対象者（利用者）が急病など緊急に受託者と連絡をとる必要がある場合の連絡体制について示したものである。

ウ 事業計画書の再提出未実施について

監査対象機関の職員は、居場所の提供に関する支援について、本件事業計画書に基づき委託期間を通して仕様書に定めた業務が実施されていることを確認しているため、事業計画書の再提出は求めている。

2 判断

上記の事実関係の確認を踏まえ、以下のとおり判断する。

(1) 居場所の提供に関する支援について

居場所の提供に関する支援において、宿泊を伴う保護の実績はないが、受託者はアウトリーチ支援を行った女性に対し一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合に居場所を提供することとしているため、常に支援できる体制をとっており、委託契約に基づき、福岡市内に単身用住宅を確保し、相談対応の際の居場所の利用に関する説明、施設の維持管理（定期的な室内清掃、室内換気、シーツやタオルなどの交換、郵便物の確認等）等を行っていることから、当該支援は未実施とはいえない。

(2) 職員の配置について

本件事業業務委託契約書仕様書の職員の配置に関する項目において、「事業全体の管理を担当する職員（常勤）1名、アウトリーチ支援を担当する職員1名、自立支援を担当する職員1名、このほか、必要に応じて補助職員を配置する。」と定められており、受託者は、相談対応の際の居場所の利用に関する説明、施設の維持管理（定期的な室内清掃、室内換気、シーツやタオルなどの交換、郵便物の確認等）等に従事する職員を配置している。

受託者は、対象者（利用者）に提供する居場所に職員が常駐するわけではないため、本件事業計画書に「居場所に職員が常駐することはない。」としたものであり、居場所の提供に関する支援に従事する職員の配置を不要とする旨を記述したものではない。また、受託者は、居場所の対象者（利用者）が急病など緊急に受託者と連絡をとる必要がある場合の連絡体制について、本件事業計画書に「対象者から連絡を受ける担当者は、昼間は事業の管理者とし、夜間は事業の管理者のほか、アウトリーチの支援員、法人理事が担当する。」と記述したものであり、居場所の提供に関する支援の従事者を記載した職員に限定しているものではない。

したがって、居場所の提供に関する支援に係る職員の配置が不要とはいえない。

(3) 事業計画書の再提出未実施について

若年被害女性等が居場所を利用する時期は予見できるものではなく、また、受託者は仕様書に定めた業務を実施しており、知事が事業計画書の再提出は不要と判断していることについて、違法又は不当な点はない。

これらのことから、本件事業実施状況報告書に記載された居場所の提供に関する支援業務の給料支出が違法又は不当であるとはいえない。

上記のとおり、請求人の主張には理由がない。よって、本件請求についてはこれを棄却する。